

当社(団体)は、キャンペーンの趣旨に賛同し、以下のとおり取組を進めます。

ふりがな 企業・団体名			
所在地	〒 -		
従業員数	人	(うち通勤の全行程がマイカーの方の割合 割)	
連絡先	所属	役職・氏名	
	電話	FAX	
	メールアドレス		
企業等名称・所在市区町村の県Webページへの掲載可否	可・否		

<エコモビ取組内容> (複数回答可)

1. 「エコモビ」情報の周知・実践の働きかけ【必須項目】																				
2. 県内一斉「エコ通勤デー」(12月3日)への参加【選択項目】 [業務都合等による別日程の設定可](右記のいずれかに○)	参加・別日程で参加・不参加																			
3. エコ通勤の推進 [下記選択項目のうち該当する番号に○]	実施している	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	期間中に重点実施(新規を含む)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		⑩ ()										⑩ ()								
4. 環境に配慮した自動車利用等の推進 [下記選択項目のうち該当する番号に○]	実施している	①	②	③	④	期間中に重点実施(新規を含む)	①	②	③	④										
		⑤ ()					⑤ ()													

3. エコ通勤の推進【選択項目】
- 【マイカー通勤の抑制】 ①マイカー通勤の禁止(制限) ②従業員用駐車場の削減
 - 【自転車通勤の奨励】 ③駐輪場の設置(場所の確保) ④自転車通勤者への通勤手当支給
 - 【従業員の交通行動転換促進】 ⑤コミュニケーション・アンケートの実施
 - 【通勤制度の改正等】 ⑥相乗り通勤制度 ⑦時差出勤制度 ⑧通勤バスの運行
 - ⑨エコ通勤者に対する表彰制度 ⑩ その他(テレワークの推進など。自由記述)
4. 環境に配慮した自動車利用等の推進【選択項目】
- ①エコドライブの推進(自動車の通勤・業務使用時のエコドライブの励行) ②カーシェアリングの活用
 - ③シェアサイクルの活用 ④EV・PHV・FCV・HV等の導入 ⑤その他(自由記述)

<取り組むにあたっての工夫等>
キャンペーン実施にあたっての工夫点を自由にご記入ください。

本キャンペーンはどこでお知りになりましたか(該当するものに○を付けてください)。

1. 各広報誌・機関誌(具体的に) 2. インターネット(具体的に)

3. 経済団体等からの紹介(具体的に) 4. その他()

「エコモビ」関連の認証制度のご案内

エコ通勤優良事業所認証制度(国土交通省)

エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取組を積極的に推進している事業所を認証。【募集は随時】
詳しくは、エコ通勤優良事業所認証制度Webページから



自動車エコ事業所認定制度(愛知県地球温暖化対策課)

EV・PHV・FCVの導入や公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した自動車利用の取組を積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定。【7月1日から9月30日まで募集】
詳しくは、愛知県Webページから




エコモビ実践キャンペーン2025

参加企業・団体募集



実施期間
2025年11月20日(木)・12月19日(金)
見直してみませんか クルマの使い方
| 募集期間 | 2025年9月11日(木)～12月3日(水)

12月3日(12月第1水曜日) 県内一斉
エコ通勤デー
※毎月第1水曜日は「エコモビの日」

「エコ通勤」とは、クルマ通勤を控え、より環境負荷の少ない公共交通や自転車、徒歩、パーク&ライドなどで通勤することをいいます。時差出勤の実践も「エコ通勤」です。

愛知県では、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルである「エコモビリティライフ」(エコモビ)を県民運動として推進しています。クルマは便利で快適な乗り物ですが、通勤時間帯などでは、渋滞が発生し、交通事故の原因ともなっています。環境や健康増進のためにも、このキャンペーンをきっかけとして、クルマの使い方を見直してみたいはいかがでしょうか。

エコモビの実践により、つぎの効果が期待できます!

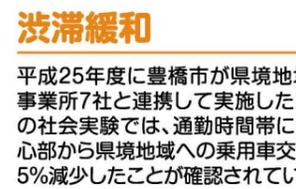
CO₂の削減

たとえば、従業員100人がクルマ通勤からエコ通勤に切り替えると年間で約108tのCO₂が削減できます。
※国土交通省「事業所における「エコ通勤」実施の手引き」より



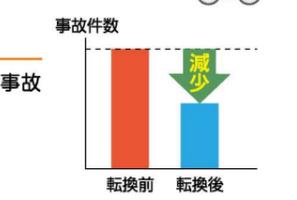
渋滞緩和

平成25年度に豊橋市が県境地域の民間事業所7社と連携して実施したエコ通勤の社会実験では、通勤時間帯における中心部から県境地域への乗用車交通量が約5%減少したことが確認されています。



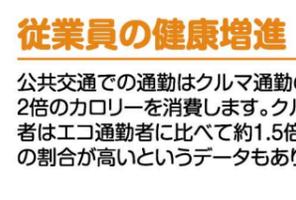
交通事故リスクの軽減

エコ通勤への転換によって、通勤時の事故が約4割減少した事業所もあります。
※国土交通省「エコ通勤ポータルサイト」より



従業員の健康増進

公共交通での通勤はクルマ通勤のおよそ2倍のカロリーを消費します。クルマ通勤者はエコ通勤者に比べて約1.5倍、肥満の割合が高いというデータもあります。



カーボンニュートラルの実現、地域社会への貢献、事業者のコスト削減にもつながります

問合せ・提出先 | 愛知県都市・交通局交通対策課 モビリティサービス推進グループ
郵送: 〒460-8501(住所不要)
電話: 052-954-6125(ダイヤルイン) FAX: 052-961-3248 E-mail: kotsu@pref.aichi.lg.jp

必須項目 はキャンペーンに参加するすべての企業・団体等が取り組む項目
選択項目 は各参加企業・団体等の実情に応じて取り組む項目

1 「エコモビ」情報の周知・実践の働きかけ

必須項目

取組例

- ・ポスターの職場内掲示、チラシの配布※
 - ・社内イントラネットへの掲載、メールの配信※
 - ・朝礼、社内会議、研修会での周知
 - ・事業所の最寄り駅、バス停の時刻表の職場内掲示、マイカー通勤者への配布
- ※参加登録後、「エコモビ」啓発チラシをお送りします。また、登録いただいたメールアドレスあてに期間限定で「あいちエコモビメールニュース」(エコモビの取組等を紹介)を配信します。



2 県内一斉「エコ通勤デー」(2025年12月3日)への参加

[企業・団体等の業務都合等に応じて別日程の設定が可能です]

選択項目

スムーズな実施に向けた取組例

- ・実施の前日に朝礼、社内放送、メールなどで参加呼びかけ
- ・実施日を会社の行事予定表へ掲載
- ・駐輪スペースの確保
- ・同じ方面から出勤する従業員同士での相乗り通勤の呼びかけ
- ・以下の理由による時差出勤の承認
本数の少ない公共交通機関の運行時間に合わせる
混雑する時間帯の公共交通利用を避ける



3 エコ通勤の推進

選択項目

マイカー通勤の抑制

- ①マイカー通勤の禁止(制限) ②従業員用駐車場の削減

取組例

- ・自宅が、事業所から近い(2km以内など)または駅・バス停から近い(2km以内など)通勤者のマイカー通勤を制限
- ・従業員用駐車場の一部を駐輪場に変更



自転車通勤の奨励

- ③駐輪場の設置(場所の確保) ④自転車通勤者への通勤手当支給

取組例

- ・屋根付き駐輪場の確保、更衣室、カッパ・ヘルメット置き場、シャワールームの提供、空気入れ等の配備
- ・自転車通勤者についても、マイカー通勤者と同額の通勤手当を支給



従業員の交通行動転換促進

- ⑤コミュニケーション・アンケートの実施

取組例

コミュニケーション・アンケートとは、従業員の通勤実態を把握するとともに、従業員一人一人に自身の通勤を振り返ってもらうことでエコ通勤への転換を促すきっかけとするものです。
 詳しくは、国土交通省「エコ通勤ポータルサイト」の従業員向け「エコ通勤」アンケートの項をご参照ください。



コミュニケーション・アンケート(一部)

通勤制度の改正等

- ⑥相乗り通勤制度 ⑦時差出勤制度 ⑧通勤バスの運行
 ⑨エコ通勤者に対する表彰制度 ⑩その他

取組例(その他)

- ・フレックス制度を活用した時差出勤を奨励、実施
- ・朝礼にて、エコ通勤を実施した社員を表彰
- ・パーク&ライド通勤者に対応した通勤手当制度へ改正(自宅が駅から遠い通勤者に対して、自宅最寄り駅での駐車料金の一部を補助)
- ・テレワークの推進



4 環境に配慮した自動車利用等の推進

選択項目

- ①エコドライブの推進(自動車の通勤・業務使用時のエコドライブの励行)

取組例

- ・社内にてエコドライブ研修を実施
- ・社用車の燃料削減目標を定め、毎月、実績を報告
- ・燃費メーターや燃費記録サイトを活用したエコドライブの実践



- ②カーシェアリングの活用

取組例

- ・社用車を減らし、カーシェアリングを利用
- ・目的地最寄り駅まで電車で行き、駅からカーシェアリングを利用(下イメージ)



- ③シェアサイクルの活用

- ④EV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド自動車)・FCV(燃料電池自動車)・HV(ハイブリッド自動車)等※の導入

※詳しくは「エコモビ」Webサイトを御覧ください

- ⑤その他

取組例

- ・業務用の自転車を導入し、近距離での社用車利用を控える
- ・渋滞時間をさせた通勤の奨励
- ・会社で交通系ICカードを常備し、出張等の際に利用

これまでの参加企業等の取組から

- ・県内一斉「エコ通勤デー」以外にも定期的(月1、週1など)に、「エコ通勤デー」を実施しています。[製造業、行政など]
- ・自転車通勤規則を定め、自転車通勤者の保険加入を必須とするなど、自転車の安全な通勤形態を確立しました。[建設業]
- ・マイカー通勤を交替制職場に限定して許可しています。[製造業]
- ・通勤経路の定期的な確認や人事異動、住居変更の際に、エコ通勤への変更を働きかけています。[サービス業]
- ・事前に同じ方向から出勤する従業員同士で班分けを行い、相乗り通勤が可能か調整しています。[建設業]

キャンペーン参加方法

「エコモビ」Webサイトからご登録ください。

エコモビ 実践



※参加登録いただいた企業等の名称・所在市区町村は県Webページ等へ掲載させていただきます。(掲載可と回答した企業等のみ)
 ※参加登録書をFAX又は郵送することにより登録することもできます。(詳細は裏面をご覧ください)

注目

「エコモビリティライフの推進」は、県が事業者と契約を締結する際に、事業者の社会的な取組として評価されます(推奨評価項目)。

※総合評価競争入札、企画競争等による契約の一部で評価項目として採用(個別の契約の募集要領等をご確認ください)。
 ※令和6・7年度入札参加資格審査において、建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定基礎となる成績評価点数項目として採用。

「あいちエコモビリティライフ推進協議会※」にぜひご加入ください!

ご加入のお申し込みはこちらから



※「あいちエコモビリティライフ推進協議会」:環境にやさしく、安全で健康的な生活や活力のある地域づくりを実現するため、行政・事業者・各種団体・NPO等、幅広い主体の連携・協働のもと、「エコモビリティライフ」(エコモビ)の普及・定着を目的として、2008年7月7日に設立。エコ通勤への転換促進などに取り組んでいます。
 「令和2年交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰」を受賞!

評価要件 次のいずれも満たすことが必要です。

- ①「あいちエコモビリティライフ推進協議会」に加入
- ②「エコ通勤優良事業所」(国土交通省)の認証を取得(詳細は裏面下をご参照ください)